

J-Win 会員規約

特定非営利活動法人J-Winの定款に基づき、会員規約は、会員の区分・役割・活動規定、入会規定、その他必要な補則・細則を定める。なお、定款のうち当規約に大きく係るものについてはここに合わせて記載する。

第一章 会員

(種別)

第1条 J-Win（以下「当法人」という）の会員は、次の3種とし、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 一般会員当法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 協賛会員当法人の事業を賛助するために入会した団体
- (3) スポンサー会員当法人の事業を賛助し、さらに活動全般に対し積極的助言をするために入会した団体

(入会)

第2条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、2項のものの入会を認めたときは、入会受理確認書をもって本人に通知するものとする。
5. 理事長は、2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の特典)

第3条 会員は、定款第5条の本法人の事業活動に係るセミナー、研修、海外視察、指導・支援等のサービスと、ダイバーシティに関する情報・分析資料等を無償または有利な条件で享受することができる。

2. 会員は、会員専用のWebサイトの利用を通じ、会員向け情報の提供を受けられる。

3. 会員は、ダイバーシティ促進の目的として、J-Winロゴを使用することができる。
4. 会員は、総会での議決権を有し、1会員につき1議決権とする。

(入会金および会費)

第4条 会員は、2014年度より理事会において定める以下の会費を納入しなければならない。

- | | |
|------------|----------|
| (1)一般会員 | 年会費103万円 |
| (2)協賛会員 | 年会費309万円 |
| (3)スポンサー会員 | 年会費515万円 |
- (別途定めるまで入会金は不要とする)

(会員の構成)

第5条 団体として入会する会員は、次の3種類の人選をし、登録する。

- (1) 企業責任者
 - (2) ダイバーシティ推進責任者
 - (3) 女性メンバー
2. 第1条の会員毎に、この法人のネットワーク活動に参加できる女性メンバー枠を以下のとおり設定する。
- | | |
|-------------|-----|
| (1) 一般会員 | 2名 |
| (2) 協賛会員 | 6名 |
| (3) スポンサー会員 | 10名 |

(企業責任者の役割)

第6条 企業責任者は、当法人の活動に賛同し支援する企業の代表者として以下の役割を担う。

- (1)当法人からの事業報告等を受け、総会における議決権を行使。
 - (2)当法人の諸活動への参加の是非に関する判断。
 - (3)年会費または諸活動に必要な経費の支出に関する判断。
 - (4)ダイバーシティ推進責任者および女性メンバーの新規、変更時の選出。
2. 企業責任者が必要に応じて前項に関する事務的支援を行うための担当者を置く場合は、

その旨事務局に連絡をする。

(ダイバーシティ推進責任者)

第7条 ダイバーシティ推進責任者は、当法人の企業支援活動を活用することにより、企業に於けるダイバーシティ推進に責任を持つ。

2. 任意参加のダイバーシティ推進責任者ネットワークを通じて推進責任者間でダイバーシティに関する情報交換をすることができる。

(女性メンバー)

第8条 女性メンバーは当法人の定例会、分科会等のネットワーク活動に参画し自己研鑽を図るものとする。

2. 女性メンバーの活動期間は原則2事業年度とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(休会)

第11条 会員は、最長2年を限度として休会することができる。

2. 休会を希望する会員は、理事長が別に定める休会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項のものの休会を認めたときは、休会受理確認書をもって本人に通知するものとする。

(休会中の会員の資格・特典)

第12条 休会中の会員は、会員として第3条に定める会員の特典のうち、別途定める特典を享受することができる。

2. 会員は、休会期間中もダイバーシティ促進の目的として、J-Winロゴを使用することができる。
3. 休会の会員は、総会での議決権を有しない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)定款もしくはこの規約に違反したとき。
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)法人会員が解散した場合。

但し、会員が合併する場合には、存続法人により、第2条で規定された会員資格を有することを条件に、その権利および義務は、存続法人に移管される。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(個人情報)

第14条 会員は、当法人の活動の過程で取得した個人情報について個人情報保護法を遵守するものとし、当法人より取得した個人情報を当該個人情報の主体の事前の同意なしに、当法人の活動以外の目的で利用し、または第三者に提供しないものとする。

2. 会員は、当法人がその活動を推進するための目的でのみ個人情報を利用することにつ

いて了解するものとする。

(諸活動で得た金品)

第15条 会員メンバーが当法人の活動の過程で得た金品については、交通費等の必要経費を除き、原則として当法人に帰属するものとする。

第2章 機関

(種別)

第16条 当法人に次の機関を置き会員活動を推進する。

- (1)理事会
- (2)幹事会
- (3)事務局

(理事会の構成)

第17条 理事会は、理事長によって選任された理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第18条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1)当法人の事業の基本方針
- (2)年間活動計画および予算の策定、ならびにその変更
- (3)入会金及び会費の額
- (4)幹事の選任又は解任
- (5)事務局の組織及び運営
- (6)総会に付議すべき事項
- (7)その他運営に関する事項

(幹事会の構成)

第19条 女性メンバーのネットワーキング活動を主体的に実施するにあたり、幹事会をおき、

その幹事は女性メンバーより理事会にて選任され、15名以内にて構成し、幹事長1名、副幹事長（2名以内）を置く。

2. 幹事の任期は2事業年度とする。

（幹事会の役割）

第20条 幹事会は女性メンバーのネットワーキング活動をリードする。

- (1)女性メンバーのネットワーキング活動全般の年間活動計画ならびに予算案の策定と、それにかかる理事会の承認取得。
- (2)女性メンバーのネットワーキング活動に関する予算の執行。但し、年間予算の超過が予測される場合は理事会にて審議承認を取得する。
- (3)定例会・分科会・合宿・海外研修等の具体的な活動内容の決定。活動の実施から理事会への報告に責任をもつ。
- (4)女性メンバーの対外的な活動に関する承認と理事会への報告。
- (5)各活動の担当幹事の決定。
- (6)女性メンバーのネットワーキング活動に関わる広報。
- (7)事務局の支出承認規定に基づいた支出処理。

（事務局の役割）

第21条 事務局は以下の業務に責任を持つ。

- (1)企業支援事業の企画・立案・実行
- (2)女性メンバーのネットワーキング活動におけるサポート業務
- (3)会員企業責任者への事業案内、活動報告
- (4)女性メンバーのネットワーキング活動に係るインフラの提供と維持
- (5)会員情報の維持と管理
- (6)当法人の事業に関する広報活動
- (7)事業全体の予算案を策定し理事会の承認を得る。年間予算の超過が予測される場合は理事会にて審議承認を取得する。

（アドバイザリーボード）

第22条 第16条以降に記載の上記3機関とは別に、当法人の事業・活動へのアドバイスおよび支援を目的としたアドバイザリーボードを原則年2回開催するものとする。

第3章 その他

(会員規約の変更)

第23条 本規約の変更は、理事会の承認に基づき変更することができる。

附 則

- 1.本規約は、平成25年07月01日から施行するものとする。
- 2.平成25年6月19日改訂
3. 平成 26 年 6 月 03 日、第 4 条年会費を改訂